

平成26年度青少年自立支援対策推進事業 「地域相談窓口の設置・運営」 企画提案書作成のための仕様書

1 業務委託の目的

県内の保健所にひきこもり等の相談員を置き、地域の相談窓口を設置する。

2 委託業務の内容

(1) 事業実施対象地域

大分県南部・豊肥・西部各保健所

(2) 業務内容

① 地域相談窓口（保健所設置）での子ども・若者に関する相談業務

- ・電話・来所・訪問等によりひきこもり等に関する相談に応じ、関係機関・団体の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う。
- ・利用状況等を取りまとめ、各保健所長及び私学振興・青少年課長に報告する。

相談員数 3名

設置箇所 大分県南部・豊肥・西部各保健所

勤務時間 21日／月 時間 8：30～17：15（8時間）

対応方法 電話（随時）・面談（予約制）

※ 相談にあたっては、①受容・共感的に相談者の話を傾聴し、②相談者の状況や希望を的確に把握しながら対応し③個別の支援計画を作成した上で、関係機関やNPO等の支援団体の中から、相談者に最適な支援プログラムを提供できる機関・団体に紹介するとともに、④紹介先における被支援者の状況を適宜把握し、必要に応じて状況の変化（改善等）が生じた場合には、必要に応じて他の機関、団体への再紹介等を行うこと。

② 相談員の監督

- ・適時、相談員の監督業務を行うこと。
相談員の事業実施の把握・確認、適切な助言を行うこと。
- ・保健所との連絡調整を行うこと。

(3) 人員体制

専門相談員の配置

保健師、臨床心理士、精神保健福祉士等の資格を持ち、ひきこもり等の支援に対し高度に専門的な技能・経歴を有する者を専門相談員として、大分県南部・豊肥・西部保健所に各1名（計3名）を配置すること。

(4) その他

- ・ 受託団体は相談者を保健所に配置する際に、保健所長及び関係職員と機密保持及び業務内容について十分協議するとともに、配置後も協議内容が遵守されるよう管理監督を十分行い、保健所長等の意見を定期的に聴取すること。
- ・ 受託団体は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（大分県個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適切な取り扱いについて必要な措置を講じること。
- ・ 相談や支援に関する記録を作成し、別紙様式により報告書を作成すること。
- ・ 大分県が実施する、利用者を対象とした、青少年の自立に関する調査・研究に協力すること。